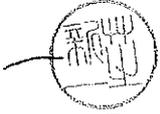


監査報告書

学校法人 創志学園
理事会 御中
評議員会 御中

令和7年 5月8日

常勤監事 芝 新 
監事 徳本 俊二 
監事 平野 善昭 
監事 土井 茂義 

私たちは、私立学校法第52条（改正前の第37条第3項）及び学校法人創志学園寄附行為第31条（改正前の第18条）の規定に基づき、学校法人創志学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事他から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。監査の結果、学校法人創志学園の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上